

## 山口県景観条例に基づく基本方針

山口県は、三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれています。これらの景観は、「山口県らしさ」を彩るとともに、私たちに心豊かな生活と住み良さを提供してくれます。

このため、山口県では、山口県景観条例（平成十八年山口県条例第五号）の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第四条の規定により、ここに山口県景観形成基本方針を定めます。

### 第1 良好な景観の形成の目標に関する事項

本方針においては、「心豊かな山口県」、「暮らしやすい山口県」及び「訪れたくなる山口県」の三つの山口県像の実現に資する良好な景観の形成に関する目標を次のとおりとします。

- 1 県民一人ひとりが、心地よい景観を感じる心や地域での景観を共通の資産として認識する心を持てるように、景観への意識を啓発すること。
- 2 地域の景観形成において活躍できる人を育成するとともに、県民一人ひとりが楽しく活動に参加できる環境を整備すること。
- 3 県民一人ひとりが日常の身近な景観に目を向け、身近な景観をかたちづくる生活の営みを継続し、また、地域での祭りや年中行事の活動等を意識することにより、生活の営みを形成できるように支援すること。
- 4 地域の良好な自然景観、歴史的、文化的景観を地域の個性として形成すること。
- 5 周辺との調和や地域らしさの具体化など公共事業における先導的な取り組みを進めることにより、民間建築活動等を誘導し、良好な景観要素となる公共空間を形成すること。